

○交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱の制定について
(昭和47年8月5日例規第26号)

[沿革] 昭和47年11月例規第39号、平成7年12月第74号、19年3月第12号、30年3月第8号、令和
5年3月第12号改正

別記のとおり制定し、昭和47年9月1日から施行することにしたから、次により適切
に運用されたい。

第1 制定の趣旨

この報償制度は、最近のきびしい交通情勢下にあつて、人命尊重を基調とした交通
安全対策の一環として、負傷者を医療機関に搬送した者に対し、一定額の報償金を贈
与することによって、負傷者の迅速な救護と交通道德の高揚を図ることを目的とする
ものである。

第2 運用解釈上の留意点

この要綱の運用にあたっては、搬送者は、善意の協力者であることから常に謝意を
もって接し、親切に指導するよう努めるとともに次の点に留意すること。

1 趣旨（第1関係）

- (1) 「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第67条第2項に規定す
る交通事故および踏切における歩行者事故であつて、奈良県警察において処理し
た事故をいう。
- (2) 「医療機関」とは、病院、医院、診療所等すべての医療施設をいい、外科病院
（医院）に限定せず眼科、歯科医院、接骨医院等も含む。
- (3) 「搬送者」とは、負傷者を医療機関に運んだ者をいい、谷底へ転落した車両か
ら負傷者を救い上げ、または破損した車両内で動けなくなった負傷者を車外へ救
い出す等のいわゆる単なる救出行為をした者は、これに含まれない。ただし、救
出後において救急自動車等の手配をするなど負傷者の搬送に寄与した者および搬
送途中において救急自動車、警察用自動車等に負傷者を引き継いだ者は搬送者と
して取り扱う。
- (4) 報償金の性格は、搬送者の被服や車両の座席等の汚損または破損に対する償い
という性質のほか搬送者の善意の労に報いるという性質を帯びたものである。し
たがって、搬送者は、警察に対し報償金を請求する権利をもつものではなく、ま
た警察本部長は、搬送者の請求に対し報償金を贈与する義務を負うものでもない。

2 報償金の贈与対象者（第2関係）

(1) 搬送者の住居地との関係

搬送者は、住居地のいかんを問わず報償金の贈与対象者とする。

(2) 搬送者が2人以上いる場合の取扱い

搬送行為1件について搬送者が2人以上いる場合は、搬送行為に従事した各人について報償金の贈与対象者として審査する。

(3) 贈与対象者とししない者の範囲

搬送者のうち次の者は、贈与対象者から除くこととした。

ア 当該交通事故にかかる車両等の運転者およびその車両等の車掌、助手等の乗務員

イ 警察法（昭和29年法律第162号）第55条第1項に規定する警察官その他の職員及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項に規定する消防職員

ウ 負傷者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族

エ 加害者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族、雇用者、同僚、同居者その他これに準ずる者、消防団としての活動中に搬送した消防団員、救急用務で搬送した医療機関の関係者、運賃を収受して搬送したタクシー等の運転者および当該交通事故に係る車両等に同乗している旅客以外の者で報償金を贈与することが適当でないと認められる者。

3 報償区分等の認定基準（第3関係）

(1) 1級に該当する場合

ア 「搬送者の被服、車両の座席等が著しく汚損もしくは破損した場合」とは、搬送者の被服、車両の座席等が血まみれになり、使用に堪えない程度に汚損した場合等をいう。

イ 「搬送行為がきわめて困難であった場合」とは、たとえば、谷底から重傷者のかつぎあげてひきつづき搬送した場合のように、献身的な努力を払って搬送した場合、または負傷者をきわめて長距離（おおむね20キロメートル以上）にわたって搬送した場合等をいう。

(2) 2級に該当する場合

ア 「搬送者の被服、車両の座席等が相当汚損もしくは破損した場合」とは、搬送者の被服、車両の座席等が1級に該当するまでに至らないが、血、泥等で相当汚損した場合等をいう。

イ 「搬送行為が相当困難であった場合」とは、重傷者を搬送した場合のように相当の困難を克服して搬送した場合、または負傷者を相当長距離（おおむね10キロメートル以上20キロメートル未満）にわたって搬送した場合等をいう。

(3) 3級に該当する場合

「1級および2級に該当しない場合」とは、搬送行為による搬送者の被服、車両の座席等の汚損または破損が軽微であった場合、または搬送行為の困難度が前各号に該当するに至らない場合等をいう。

4 搬送者の把握（第4関係）

- (1) この要綱の公正な運用を期するため、できるかぎり搬送者の住所、氏名等を把握し、搬送者カードの作成に努めること。
- (2) 警察官は、搬送者から汚損等の確認を求められたときは、当該交通事故を取り扱ったか否かにかかわらず、すみやかに事実調査を行ない搬送者カードの確認欄に所定の事項を記載し、もしくは事故処理警察署等に通報すること。

5 報償金の贈与の具申（第5関係）

報償金の贈与の具申は、交通部交通指導課を通じて行なうこと。

6 報償区分等の認定と贈与（第6関係）

報償金の贈与は、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）に定める手続による。

資金前渡の方法により報償金を贈与する場合は、報償金贈与通知書（別記様式第3号）の下欄を抹消して搬送者に交付しなければならない。

7 署長等への通知（第8関係）

署長等への通知は電話によって行なう。

8 他の報償等との関係

他の法令等により報償金等を受けることとなった者についても、この要綱を適用することができる。

別記

交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金贈与要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通事故による負傷者（以下「負傷者」という。）を医療機関に搬送した者（以下「搬送者」という。）に対する報償金の贈与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 報償金贈与対象者

報償金は、負傷者を搬送した者に対し贈与することができる。ただし、次の各号に掲げる者については贈与しない。

- (1) 当該交通事故に係る車両等の運転者、乗務員および旅客以外の同乗者

- (2) 警察職員及び消防職員
- (3) 負傷者の親族
- (4) その他報償金を贈与することが適当でないと認められる者

第3 報償区分等の認定基準

報償区分、報償金額の認定基準および報償金額は次表のとおりとする。

報償 区分	報償金額の認定基準	報償金額
1 級	負傷者を搬送したことにより、搬送者の被服、車両の座席等が著しく汚損もしくは破損し、または搬送行為がきわめて困難であったと認められる場合。	搬送者1人につき3,000円
2 級	負傷者を搬送したことにより、搬送者の被服、車両の座席等が相当汚損もしくは破損し、または搬送行為が相当困難であったと認められる場合。	搬送者1人につき2,000円
3 級	負傷者を搬送し、1級および2級に該当しない場合。	搬送者1人につき1,000円

第4 搬送者の把握

警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、交通事故処理の過程において第2に規定する報償金贈与対象者であると認められる搬送者を認知したときは、搬送者カード（別記様式第1号）を作成するものとする。

第5 報償金の贈与の具申

署長等は、第4の規定により搬送者カードを作成したときは、その記載内容を調査し、搬送者報償金贈与具申書（別記様式第2号）に搬送者カードを添え、警察本部長（以下「本部長」という。）に報償金贈与の具申を行なわなければならない。

第6 報償区分等の認定と贈与

本部長は、第5の規定に基づく具申にかかる者が、報償金贈与対象者に該当すると認めたときは、報償区分および報償金額を認定し、報償金贈与通知書（別記様式第3号）により搬送者に通知するとともに報償金を贈与するものとする。

第7 報償金贈与非該当者への通知

本部長は、報償金の贈与対象者に該当しないと認めたときは、すみやかに別記様式第4号により、搬送者にその旨を通知するものとする。

第8 署長等への通知

本部長は、搬送者報償金贈与具申を行なった署長等に対して、具申に基づく審査結果を通知する。

第9 処理簿の備付け

交通指導課長および署長等は、搬送者報償処理簿（別記様式第5号）を備付け、その処理状況を記録しておかなければならない。

（別記様式省略）